

## 函館バス労働争議等事件概要一覧

番号	結果	申立日	係属先	当事者	概要	進捗等
①	◎原告勝訴	R3.3.22	北海道労委	函館バス支部	K執行委員長に対する定年後再雇用拒否、O書記長解雇などが不利益取扱い、支配介入行為であるとして、復職や賃金相当額の支払い、ポストノーティス等を求める事件	R5.10.20 救済命令
2	◎原告勝訴	R3.6.28	函館地裁	K執行委員長	K執行委員長に対する定年後再雇用拒否には理由がなく、地位確認、賃金相当額の支払いを求める事件	R4.12.13 判決 R5.1.18 強制執行（動産）
3	◎原告勝訴	⇨	札幌高裁	K執行委員長	同上、会社が敗訴したため控訴した事件	R5.8.22 判決
④	⇨	最高裁	K執行委員長	同上、会社が敗訴したため上告提起した事件		
⑤	⇨	最高裁	K執行委員長	同上、会社が敗訴したため上告受理申立した事件		
6	◎原告勝訴	R3.8.10	北海道労委	函館バス支部	会社の団体交渉拒否、C氏との間で勝手に36協定を締結した行為が支配介入に当たるものとして、団体交渉応諾、ポストノーティスを求める事件	R5.1.30 救済命令
7	⇨	中央労委	函館バス支部	同上、救済命令が発令されたため、会社が再審査を求める事件	R5.6.9 第1回目期日：会社は概ね従前の主張を繰り返す R5.9.25 第2回期日 R5.12.13 第3回期日	
⑧	◎原告勝訴	R4.1.31	函館地裁	T組合員 M組合員 N組合員 Y組合員	C氏弾劾に関与したT組合員他4名に対する配置転換は、労働協約所定の函館バス支部との労使協議を経ていないほか、配置転換の必要性・人選の合理性がないとして配置転換先の就労義務がないことの確認や、賃金相当額を会社及びM社長に対して330万円の損害賠償請求を求める事件。その後、T組合員、Y組合員を懲戒解雇したため、両名の地位確認請求を追加し、損害賠償請求額を計1430万円に増額した	R5.7.24 弁論終結 R5.10.24 判決 会社およびM社長に対して、計550万円の損害賠償請求認容
9		R4.2.16	北海道労委	函館バス支部	同上、T組合員ら4名に対する配置転換が不利益取扱い、支配介入行為であるとして、その救済を求める事件	R4.3.1 審査の実行確保措置勧告として、会社に解雇や懲戒等をしないよう勧告 R5.8.14 に結審済み R6年初頭に救済命令見込み
10		R4.2.24	北海道労委	私鉄北海道本部	上部団体である私鉄総連北海道本部との団体交渉拒否が違法であるとして、団体交渉応諾、ポストノーティスを求める事件	R5.9.1 結審 R6年春頃に救済命令見込み

番号	結果	申立日	係属先	当事者	概要	進捗等
⑪	◎原告勝訴	R4.2.24	函館地裁	O書記長	O書記長に対する懲戒解雇が無効であるとして、地位確認、会社及びM社長に対して金110万円の損害賠償を求める事件	R5.7.24 弁論終結 R5.10.24 判決
12	◎原告勝訴	R4.2.24	函館地裁	函館バス支部	会社の団体交渉拒否が違法であるとして、函館バス支部が団体交渉を求める地位にあることの仮の確認を求める事件	
⑯		R4.11.21	函館労働基準監督署	函館バス支部他	会社は、36協定を有効に締結せずに、時間外・休日労働をさせていることから、労働基準監督署の是正を求めた事件	労働基準監督署の臨検調査に対して、少なくとも半年以上にわたって担当者不在などと回答し、これを拒絶 R5.9.13刑事告発 R5.10.18受理
16	◎原告勝訴	R4.12.8	函館地裁	S執行委員	会社の暖房手当不払いが、S執行委員の団結権を侵害するものとして、金5万円の損害賠償請求について、訴訟手続きを経ず先取特権に基づく債権差押えを求めた事件	R5.1.24 債権差押え命令発令 北洋銀行に対する執行済み
17	◎原告勝訴	R4.12.8	函館地裁	O副執行委員長	O副執行委員長が同上のとおり暖房手当金5万円の債権差押えを求めた事件	R5.1.24 債権差押え命令発令 北洋銀行に対する執行済み
18	◎原告勝訴	R5.1.11	函館地裁	K組合員	会社の暖房手当不払いのほか、冬季賞与不払いが団結権侵害に当たるとして、金22万5千円の損害賠償金について、訴訟手続きを経ずに、先取特権に基づく債権差押えを求めた事件	R5.1.25 債権差押え命令発令 ニモカ（ICカード会社）に対する執行済み
19	原告敗訴	R5.3.6	函館地裁	函館バス支部	会社が函館バス支部に貸与していた駐車場の一部を実力行使で奪取したため、その返還等を仮に求める事件	即時抗告済み ただし、その後、会社は組合物置前ガードパイプを設置して、その利用を不可能にしたり、組合事務所入り口前に向けて監視カメラを設置するなどの行為に及ぶ
20		R5.5.12	函館地裁	函館バス支部 O副執行委員長	会社の暖房手当、冬季賞与の不払いが団結権を侵害するとして、函館バス支部および組合員48名が、会社、M社長、U常務に対して、計2850万円の損害賠償を求める事件	訴訟提起後、会社は組合員の脱退勧奨をして、脱退者には賞与を支払うなどしたため、数名の取下げが生じている また、訴状送達後に、会社はO副執行委員長に対して、出勤停止3か月の懲戒処分をした
㉑		R5.10.6	函館地裁	函館バス支部	会社が、36協定等をC氏と勝手に締結するなど、過去の支配介入行為に対して、函館バス支部が会社、M社長、U常務、C氏、S所長らに対して損害賠償を求める予定	訴状審査中

番号	結果	申立日	係属先	当事者	概要	進捗等
22		予定	北海道労委	私鉄北海道本部	暖房手当や冬季賞与不払いが、私鉄総連北海道本部及び函館バス支部が申し入れた集団交渉方式による団体交渉を拒否するものであり、支配介入行為に該当するとして、賃金相当額の支払い、ポストノーティス等を求める予定	準備でき次第、申立て予定
23		予定	函館地裁	G組合員 K組合員	会社が、休職中の組合員（障害者手帳1級保持）の復職を拒否し、債権差押えを申し立てたK組合員（指定難病に罹患）に対して懲戒（停職）や不利益扱いをしたことから、地位確認や賃金相当額の請求を予定	団体交渉の申し入れをしており、R5.5末回答期限 会社は、団体交渉、復職を拒否するものと考えられるため、再度、組合員の意向を聴取し、訴訟提起を検討
24		予定	北海道労委	K組合員 B組合員	会社は、K組合員に対して懲戒（停職）後に配置転換を実施。また、同時期に函館バス支部高盛分会書記長のB組合員に対して地方営業所への遠隔地配転をした	準備でき次第、救済申立て予定
25		予定		O副執行委員長	函館地裁の訴状（表20）送達後、会社はO副執行委員長に対して、出勤停止3か月の懲戒処分、その後、バス乗務員からパトロールへと配置転換したことから、これを争う事件	新件申立て予定